

第22回民間資金等活用事業推進委員会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第22回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日時：平成22年3月30日（火）13:00～15:08

場所：合同庁舎4号館12階1208特別会議室

1 開 会

2 議 事

（1）国土交通省からのヒアリング

（説明者）国土交通大臣政務官

長安 豊

国土交通省成長戦略会議委員

福田 隆之

（2）福岡市からのヒアリング

（説明者）福岡市保健福祉局主査（新病院担当）

野元 和也

（3）東根市からのヒアリング

（説明者）東根市健康福祉部長

黒田 長

（4）P F I 標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）について

（5）その他

3 閉 会

○事務局 それでは、定刻を1分過ぎておりますので、ただいまから「第22回民間資金等活用事業推進委員会」を開催させていただきます。

お昼休みの後なので、まだ若干集まりが悪いようではありますが、委員の先生方は定足数を満たしていると思いますので、このまま進めさせていただきます。

本日は、御多忙の中、皆様御出席いただきまして大変ありがとうございます。

本日は、9名の委員のうち、現在もう5名の方がいらしてございまして、予定では8名に達する予定でありますので、このまま進めさせていただきます。

民間資金等活用事業推進委員会令第5条1項に規定いたします会議を開き、議決するために必要な委員の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立してございまして、御報告申し上げます。

なお、お願いでございますけれども、本日、席上に配付してあります資料に関してでございますが、クリップどめしてあるものとは別に、こういった「PPP/PFIの推進について」という国土交通省の資料があるかと思っております。これは、赤い文字で「会議内限り」ということで、右肩に通し番号を振ってありますけれども、この資料は、お帰りの際にはこのまま、席上に置いたまま帰っていただくようお願いいたします。委員の先生方も同様でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございますので、以降の議事進行につきましては、渡委員長、よろしくお願いいたします。

○渡委員長 渡でございます。

それでは、進めさせていただきます。

本日も、津村政務官と国土交通省の長安政務官に御出席いただくことになっておりますが、両政務官ともに、現在、衆議院本会議に御出席されてございまして、到着が若干遅れる見込みであります。そのため、冒頭の政務官あいさつは省略いたしまして、先に議事を進めてまいりたいと思っております。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の議事は、大きく分けまして2点でございます。第1の議題は、前回からの続きで、国土交通省、福岡市及び山形県東根市からPFI事業に関する課題、問題点につきまして御意見を賜りたいと思っております。第2の議題は、「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）」についてでございます。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日のプレゼン資料として、本資料が資料1～3までまずございます。

資料1は、先ほど御案内のありましたとおり、本会議限りの資料として国土交通省から提出された資料でございます。

資料2が、福岡市の提出資料になります。

資料3といたしまして、東根市の提出資料となります。

それから、資料4といたしまして「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）」

(案)」とございまして、これは、先般、3月1日に総合部会で議論した結果を取りまとめたものでございます。

あと、参考資料は1～7までございます。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、第1の議題に入らせていただきます。

効率的に議論を進めるために、説明につきましては、まず、お三方から15分から20分程度御説明いただきまして、最後に一括して議論を行いたいと思います。

国土交通省の長安政務官の到着が遅れておりますので、当初の発表順を繰り上げまして、まず最初に福岡市、続きまして国土交通省、3番目に東根市の順で御説明いただきたいと思います。

それでは、最初に、福岡市の野元和也専門委員から御説明をお願い申し上げたいと思います。

○福岡市 福岡市役所の野元です。トップバッターということで、私から説明させていただきます。

資料の方は、資料2ということで、こちらの資料に基づいて説明させていただきます。

今日御説明するのは、福岡市の取組み事例と、自治体がPFIの導入検討を行う際にどのようなことを考えているかということを中心に説明させていただきます。

まず、1ページ目は、「福岡市におけるPFI」ということで、1番、福岡市におけるPFI事業。

福岡市では、今、3つぐらいPFI事業が動いておりますけれども、1つはタラソ福岡、これは今現在、もう既に稼働しております、いわゆる温浴施設になっております。概要の3.に書いておりますけれども、「利用者数の伸び悩み等により、経営状況が悪化し、平成16年11月末に一旦閉鎖。約4ヶ月の施設閉鎖期間を経て、新事業主体が平成17年4月から事業を再開」と書いていますように、日本で初めて事業が破綻した例ということで紹介されております。この破綻については、宮本先生中心に内容の方を検討してもらいまして、報告書はまとめてリリースさせていただいておりますので、ここでは詳細な説明は省かせていただきます。

ちなみに、現在の稼働状況を心配されている方がいるみたいなのですが、今は順調に営業を行っております。

次に、新病院、これは、私が今担当しており、病床規模が260床のこども病院になっております。今、PFI入札を進めておりまして、もうすぐ参加資格確認を行うというような状況まで進んでおります。

3つ目は、新青果市場ということで、農林水産局で来年に入札を開始する前提で検討を進めております。

あと、欄下に2事業を載せておりますが、まず、教育委員会が学校給食センターの再整備を現在検討しており、民活を導入するというので、PFIも含めて検討を行っている途中でございます。

次に、福岡都市圏南部環境事務組合、これは一部事務組合になるのですが、こちらも清

掃工場をDBOで整備するというので、今、準備を行っているところでございます。

このように今、5つぐらいPFIが稼働中、もしくは準備中というような形で福岡市では取り組んでおります。

次のページからは、私が今担当している新病院について若干説明させていただきます。

まず、1番目にスキームの特徴ということで、2ページ目から3ページ目にかけて5つのポイントをまとめております。まず、1番目は、要求水準書の明確化及び要求水準書・モニタリング・支払いの連携ということで、左手の方に先行事例の状況の分析を、右手の方に、新病院ではこういうふうに工夫しましたということを書いております。この要求水準に関しては、他都市の事例を見ますと、1.に書いていますが、要求水準があいまいなため、発注者と事業者の間で水準の理解に齟齬が生じているところがあった。もしくは、業績評価基準の詳細確定が運営開始直前であるために、モニタリングに基づく成果払いができないという状況が生じている。そういうところがありましたので、新病院では、サービス水準をあいまいなままにするのではなくて、できるだけ定量化を図るということを工夫しています。あと、「サービス水準」と「モニタリング方法」、「成果払い」、この3つが連携しないことには、これは全く動かないのですけれども、そちらの方は動くようにそういう工夫も行っております。

下の方に、ちょっと字は小さいのですが、この新病院における「パフォーマンスパラメータ」と我々は呼んでいます、要求水準を掲載しております。これは、イギリスの保険省が公表しているサービスレベル・アウトプット・スペシフィケーションを参考に作成しています。他都市の事例でも似たものはあるのですけれども、できるだけ現実的なモニタリングを想定した上で作り込みを行っており、例えば、この左のNo.5というところがございまして、ちょっと字が小さくて恐縮ですが、施設分類Aの部屋について不具合が発生した場合、復旧時間以内に要求水準の未達の状態が回復できていることと。施設分類Aというのは、この右側の表になるのですけれども、これで見ると、例えばバイオクリーン手術室とか、心カテ室とかといったものです。そういったものが、例えば建築物・設備保守0.5時間と書いていますが、ちょっと空調が動かないと、これが30分以内に直るのであればだめというカウントはしないのだけれども、これを超えるようであればカウントをしていって、そのカウントの回数をどんどん重ねていくとそれが減額につながる、そういう仕組みを採用していきます。

次のページをお願いいたします。2番目に、役割分担の明確化ということで、先行事例では、よく星取表ということで、これは行政がやりますよ、これは事業者がやりますよと結構簡単なものがあるのですけれども、病院の事例というのは、同じ建物の中で協働体制を組みますので、星取表ぐらいではなかなか現実的な役割分担はできません。やはり業務フローベースで、これはあなたがやるんですよ、これは私がやるんですよというのを詳細に書き込まないとなかなかうまくいかないということもございまして、そういった業務フローベースの役割分担をつくっております。

次に、3番の柔軟な契約内容の変更ということで、先行事例では、契約変更手続きが煩雑なため、ニーズに応じた柔軟な対応が難しいということがございます。これは、契約規定もありますし、

あとは、一方で、自治体ですので、大きな契約変更は議会の議決が必要であることも関連してきます。

新病院では、現場レベルの変更はできるだけマニュアルベースで変更できるようにしたりとか、実際に変更が生じる場合も、きちんと積算書を用意しておいて、それに基づいた変更ができるように、双方が納得した上で変更ができるようにという工夫を取り入れています。

4番目に、PFI対象業務の選択ということで、先行事例ではいろいろな業務がたくさん入っているところがありますが、我々の病院の方では、できるだけ堅実に行こうということで、業務はかなり絞り込んでおります。これは、後ほどまた詳しく御説明します。

最後に、5番目、利子負担の軽減ということで、民間資金で調達する分の利子は無駄であるとの指摘がされていると。これは、先日契約解除したところでもよく言われているところですが、そのまま我々が受け取っているわけではないのですが、やはり金利負担を市の支出の中でどう位置づけるかということを実際に考えた上で、民間資金の割合を少なくするという決断をしております。

新病院の特徴は以上でございます。

次の4ページ目に、これまでの経緯ということで、基本構想公表が平成17年12月、その後の20年12月に再公表しています。実は、我々の事業は余りスムーズに進んでおりませんで、大きな変更を2回行っています。それを右の方の括弧書きのところに書いているのですが、ここでちょっと見ていただきたいのは、それぞれのボックスの中の2.に「対象業務を縮小」と書いてあります。上の方は22業務から17業務、下の方は17業務から8業務。

これを図で表したのが下の表の「対象業務の変遷」というところです。○をしているところが、我々が最初に対象業務にしていたところですが、それが、平成17年時点ではほぼすべてに○があったのが、だんだん減っていくという形になっておりまして、これで私は何が言いたいのかといいますと、当初はPFIに対して非常に期待が高かったと。委託できるものは何でも委託してしまうという考え方があったのですが、そのうち、やはり経営に関するようなものは協働という形で一緒にやっていく、パートナーシップの難しさというものがあるのだろうということで、その難しそうなところを省こうよということで黄色の部分を外しております。

また、次の変更では長期委託でやるというのはなかなかリスクが伴うのではないかとということがありまして、そういったものをごっそり外しています。そういう意味で見ますと、今までPFIに対する期待が当初は結構高かったけれども、現実を見ていくと、もうちょっと絞込んだ方がいいのではないかとこの考え方をとったという、そういう経緯がこれでわかるのではないかとこの一覧表をつけさせていただきました。

次に、5ページ目は参考資料ということで、先行事例における、これは病院PFIの対象業務を一覧表でまとめさせていただいております。病院PFIと一口に言っても、実は多種多様でして、この○がついているところを見ますと、もうほとんど同じような事業はないんですね。すべて委託しているところもあれば、うちみたいに少しだけ出しているようなところもある。病院PFIっていろいろなものがあるんだなというのを、これを見て思っていただければいかなと思

っております。

この表の一番右の方に施設管理業務というものがあまして、建築物保守管理業務、あと設備保守管理業務、清掃・衛生管理業務、保安警備業務、この4つはほとんどみんな対象業務に入れているのですけれども、これを、下の6ページ目を見ていただきますと、公共施設の役割と維持管理水準の関係というものがございまして。これはBELCAさんというところの資料から引用してきた図ですけれども、公共事業がいろいろございまして、やはり病院というのは、手術をするとか、患者さんが寝泊まりするということもあって、維持管理水準も非常に高く求められると。私がここで言いたいのは、右側のグリーンのところを書いているのですけれども、病院というのは、比較的高い維持管理水準が求められており、維持管理要求水準書の作成に当たっては、このレベル感を表さなければいけません。しかし、実は、この要求水準書に、このレベル感を書き込むのは結構難しいことなんだとお伝えしたくて、この表をつけさせていただきました。

次に、7ページのPFI推進体制というところで、福岡市ではガイドラインをつくっています。1版、2版つくっております。あと、2番目のところにはロングリスト・ショートリストということで、予算関係を整理するときに、これはPFIの検討をした方がいいというものについては予算の段階で拾い上げる、そういう仕組みを入れております。

3番目に、公共事業の民活導入／コスト縮減に関連する部局ということで、まず、PFIは、財政局の財政調整課というところで行っています。あと、PFIとは直接つながらないのですけれども、公共事業コスト構造改善、これを技術監理部というところ、あと、指定管理者制度を総務企画局というところで行っております。本来であれば、これは同じところでやるのが一番いいんですね。PPPという視点でどれが一番適切なんだろうというのは、本当であれば同じところできちんと整理するのがいいのですけれども、根拠法令とかいろいろなバックのものがございまして、これが、ほとんどの自治体ではばらばらになっていると。これがPPPというものが進まない原因なのではないかと思っております。

2番目で、「VFM（バリュー・フォー・マネー）の現状と課題」ということで、簡単に書いています。

まず、国の方で「VFMガイドライン」を作成しておりますけれども、これは計算手順を示したのですが、VFMが発生する仕組み、いわゆるVFMの源泉を解説しているガイドラインが実はないんですね。でも、我々が一番知りたいのは、実はそこなんです。事業ごとに設定されているコスト削減率の根拠は、実はあいまいなのかなというところを指摘します。

あと、自治体ごとに、建物が10%安くなる、15%と言ったり、20%と言ったり、結構ばらばらなんですね。国はどうなんでしょうね。どこら辺にそろっているのか、後で教えていただきたいと思っております。

よく言われるのが、4. の、何で従来手法ではPFIと同等のコスト縮減を図れないのか。従来手法だってきちんと積算をやっているのでしょう、市場単価を反映しているのでしょうということと言われるのですけれども、いや、PFIの方が安くなるんですよ。「何で？」ここをうまく説明できる何か説明方法をどなたか御存じであれば、是非教えていただきたいと思っております。

ます。

そういうことで、PFIをきちんと推進するためには、このVFM発生の源泉を「明確に」示すことが不可欠。これは、対内的に周知するのもそうですし、議会等へ説明する際も同様だと考えています。

また、最適な事業手法を選択する際の物差しにもなりますし、最後に、PSCの精度、費用の妥当性とか、要求水準との整合性を高めることも重要かと考えております。

9ページ目と10ページ目は、私に対内的に説明するときに整理したものを参考としてつけています。

次に、11ページ目に、参考4ということで、SPC側が負担するリスクの具体例を書いておりますけれども、本来であれば、リスクを定量化して、これをVFMのときに加算するというのが本来の姿なのですが、こういう期待するものはあっても、定量化するすべというものがなかなか確立していなくて、ちょっとこれは難しいよねということも言いたくてこの表をつけています。

次に、12ページ目の方に、「最適な事業手法の選択」というものを書いています。

1. に書いてありますが、PFIありきで検討するのではなく、PPPの選択肢の中から最適な事業手法を検討することが大前提と。非常に当たり前のことを書いておりますけれども、このPFIがベストだ、PFIはすごくいいんですよということを説明するのが実は非常に難しいんですね。それを言いたくてここにも書いております。

2. に、PPPのメニューは多岐にわたる。VE提案、設計建設一括発注、CM、指定管理者、コンセッション、いろいろある中で、この事業にPFIが一番いいんだという説明をするのは、内部で非常に苦労しているという実情でございます。

下は割愛します。

ページをめくっていただきまして、13ページ目は、よく使われている事業手法の類型。大体、よくこういう表が見受けられます。これを見ると、PFIってすごいな、何か一番メリットあるみたいと見えてしまうのですが、それを説明するのが結構難しいというは先ほど説明したとおりでございます。

14ページ目は、私が今日の委員会のために一生懸命つくった表なのですが、PFI、PFIと言っても、やはり事業の種別によっていろいろ違うところがあるんですね。学校、住宅といういわゆる箱物とか、ちょっとソフトを加味した美術館、私がやっているような病院、温浴施設、給食センター、清掃工場、あと、道路は私はよくわからなかったので分類できなかったのですが、いろいろな種類の事業があって、それぞれ特徴があり、それをどういうふうに判断しスキームを構築するかというのを、こういう類型があると、何か今後の検討に役立つのではないかと考えてつくってみました。

ページをめくりまして15ページ、「ファイナンスの導入意義と現状」ということです。

最適な事業手法を選定する際にも出てくるのですが、ファイナンスをPFIの中でどう位置づけるかというのが非常に難しいところがございます、大体、中で言われるのは、ファイナンスは要らないでしょう、DBOで十分ではないかということによく言われます。いいえ違う

んですよ、長期委託するとなると、やはりいろいろなところで心配でしょう、金融機関の助けが要るんですよというようなことをいろいろ説明するのですけれども、なかなかここも難しいところがあるなということで、つらつらと書いております。

ここを飛ばしまして、一番最後のページに行かせていただきます。最後のまとめというか意見ですけれども、大きく4つございます。

1つは、要求水準書ですね。維持管理の要求水準書は、まだ確立されてはいないと私は思っています。これからつくるに当たっては、一つひとつの、福岡市とかいろいろなところで個々につくるのではなしに、業界の方と一緒に上げることが大事なのではないかなと。そうすることが、発注者にとっても、事業者にとってもいいことではないか、便益が高いのではないかと考えております。

あと、「モニタリング方法」、「成果払い」につながる要求水準の作成。今の要求水準を見ますと、あいまいな要求水準をつくっているところが非常に多いんです。要求水準って、仕様発注ではないからあいまいに書けばいいのかなと誤解しているところがあるんですけれども、そうではなくて、きちんとモニタリングと成果払いがつながるような要求水準書をつくと。これは、フォーマットを是非つくっていただきたいと思っております。

次に、発注者の質の向上ということでして、例えばゼネコンさんとかは、いろいろな事業をされますから、どんどん経験は蓄積するのですけれども、自治体の職員は、1個事業を担当したら、次はほかの、PFIとは関係ない仕事とかをしてしまいますので、なかなか発注者側のナレッジマネジメントといいますか質の向上が図れませんので、それを集積する場を、役所の中でもそうですし、国全体でやるとか、そういったこともあっていいのかなと。ただの思いつきですけれども、例えば、国土交通省の方と意見交換をさせてもらう場をつくるとか、そういうものがあってもいいのではないかと考えております。

次に、VFMですけれども、先ほども御説明したように、VFMの源泉が非常にあいまいになっております。これを整理することが、PFI推進に直結するのではないかと考えております。

最後にファイナンスですけれども、ファイナンスはPFIのかなめだと私は思っているのですが、実際そうなり得ているのかということところはちょっと疑問だなということを感じておりまして、それを書かせていただいております。

すみません、非常に駆け足になりましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○渡委員長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、ただいま御到着されましたので、国土交通省の長安豊大臣政務官、並びに国土交通省成長戦略会議委員の福田隆之様から御説明をお願い申し上げたいと思います。

(※国土交通省の要請により、この部分の記述は控えさせていただきます。)

○渡委員長 ありがとうございました。

それでは、最後に、東根市の健康福祉部長の黒田長様から御説明をお願い申し上げます。

○東根市 山形県東根市役所から参りました黒田長です。よろしくお願いいたします。

山形県東根市といいますと、皆さん御存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、山形空港のあるところで、人口が4万6,000人です。一般会計の総予算額が160億円前後という小規模な自治体ということで、山形県内でも6番目の自治体になるという小さな自治体です。一番有名なのはサクランボです。サクランボの生産は日本一ということで、駅名にもさくらんぼ東根という駅名がついている自治体でありますので、よろしくお願いいたします。

私どもの方では、平成17年からPFI事業ということで3事業を実施しております。小さい自治体で3事業というのは非常に大変ですけれども、いろいろな面で皆様方の協力を得ながら実施してきたところであります。

1つ目としては、消防庁舎になりますけれども、消防庁舎は、特定事業に選定を行ったのが平成17年8月でありまして、平成19年4月にオープンしております。次に、学校給食センターは平成18年5月に特定事業に選定しまして、平成20年4月にオープンしております。それから、東根市立神町小学校分離校につきましては、平成20年5月に特定事業の選定をしまして、現在工事中となっております、3つのPFI事業を同時進行しております。

私は、昨年まで4年3カ月にわたってこの事業を担当してきました。私は事務方なものですから、入札を終わって、その後は技術の方に引き継ぎをしております。

2の各施設整備に着手するまでの経緯でありますけれども、消防庁舎につきましては、昭和47年に整備された消防庁舎でありまして、36年が経過しております。老朽化も激しく、施設としては狭く、消防車両も仮設車庫へ収納している状況にありました。消防庁舎と併せまして、災害時の備蓄倉庫等も早急に整備しなければならないということで、平成15年度より消防庁舎整備について、財政面及び事業手法並びに事業着手年次について検討しております。通常の公共事業でおこないますと、補助金もありませんので、一時的に多額の一般財源を要することから、通常の公共事業としての実施は困難とのことで、事業手法についても検討することになっております。

事業手法としましては、当初、リース方式が検討されました。しかし、消防庁舎が公の施設であることから、法律上、いろいろなリスクも併せて検討しております。その結果、リース方式の場合、所有権が民間事業者であり、東根市の努力によっても、リース事業者のデフォルトリスクをリスクヘッジすることは困難でありまして、差し押さえ等により機能停止するリスクが大きく、市としてはリスクテイクできないということでありました。また、地方自治法上、敷地は行政財産であり、全面積を民間へ使用許可することができないということがありまして、以上より、公共施設整備手法としては好ましくないという結論を平成16年7月に出しまして、リース方式による整備を断念しております。

その後、平成16年度に入りまして、並行して検討しておりましたPFI方式について、7月以降、本格的に検討を開始しております。市で試算したVFMの仮計算では、十分にPFI事業として成立することを内部において検証しております。このVFMを計算する段階での原資としては、2年以内、平成15年ごろつくった消防署が近隣にありましたから、それを参考にしてPSC

側での建設費用を算出してVFMを試算しているところであります。

次に、学校給食共同調理場についてでありますけれども、これも昭和47年に整備されまして36年が経過しておりまして、老朽化も進み、最新の衛生管理が非常に困難で、ドライ方式ではなくてウェット方式でありましたから、安全性とか安心面で非常に不安があると保護者の方から言われておりました。

これを解決するために、平成15年7月に18名の学校給食運営に係る実施検討委員を委嘱し、民間委託に関する具体的内容について検討しております。その結果、平成16年1月22日に報告書を提出していただきまして、教育委員会でその内容を審査し、市へ報告いただいております。市は、その報告を受けまして、学校給食業務の民間委託についての基本方針を定めております。内容としては、学校給食の全部門を外注方式で民間へ委託すると。ただし、事務管理部門と栄養管理部門は市の方で実施する。

2番目として、民間委託を平成17年4月から実施しまして、平成16年度中に速やかに委託事業者を決定し、試食などを行うようになっております。

3番目としましては、委託する給食の内容は、食缶方式で4,600食という内容で、学校給食の民間委託に係る実施方針を策定し、公募型プロポーザル（随意契約）による事業者募集のための事前説明会を実施しております。その段階では数社が参加しております。その後、入札を実施したところ、1社だけの参加となり、当初、市で試算していた単年度委託料を数千万円上回ったことにより、契約には至らず、平成16年8月に実施方針の再検討を決めております。その後、るる検討し、多くのベンダーが参加しやすいように、食材調達についても市の調達とするなど、消防署とともにPFI手法で実施することを決定しております。

次に、3ページになりますけれども、分離小学校整備についてであります。分離小学校については、中心部の神町小学校と東根中部小学校の2校が各800人規模の大規模校となり、校舎の一部をプレハブリースで対応しておりました。2校を3校として適正規模にする必要があることから検討を重ねておりました。

これについても、平成17年度にPFI手法での検討を指示されまして、近年の県内外の学校建設のデータをすべて収集しまして、導入可能性調査におけるVFM試算を行い、PFIでの事業可能ということで、平成19年5月以降に事業着手に向けた詳細検討を開始しております。

3番目としまして、各事業の担当窓口でありますけれども、当初、各事業の担当としましては、消防庁舎整備につきましては消防本部に、学校給食共同調理場につきましては、教育委員会管理課にそれぞれ担当者を配置しまして事務を担当してまいりました。しかしながら、事業手法の検討を早急に実施することが必要であること、庁内横断的な意思決定及び調整が必要であること、また、2事業同時に進行（後には3事業となりますが）する必要があることから、市長部局に新しい課を新設した方が事業がスムーズに進行されるとの庁内での共通認識もあり、また、首長のPFIへの理解と熱意もありましたから、プロジェクト推進課を設置するという方向になったものであります。

視察先の先進市におきましても、専門性の高いプロジェクトなので、専門スタッフを市長部局

に置くようにというアドバイスも受けております。その結果、平成17年1月1日付で、総務部へプロジェクト推進課を設置して、3名の各分野の専門スタッフを配置し事業検討にあたらせて降ります。それぞれ担当は、法律関係、金融、建築関係、それから横断的な調整という三者三様のノウハウを持った職員が集まりましてプロジェクト課をつくっております。

4番目としまして、PFI事業の成果と課題についてであります。

最大の成果は、2事業とも、異例なほど短期間で実施しできたことにあります。また、PFI事業は、従来の行政側で仕様書を作成する仕様発注ではなくて、要求水準書をつくり、これに基づいて事業のノウハウを十分に発揮していただく性能発注であります。行政側の固定観念にとらわれがちなこれまでの仕様発注とは違い、施設や設備内容については、行政側では考えもつかないような新たな提案が数多くされております。

第1弾としての消防庁舎整備事業につきましては、VFMが10%ほど得られております。総事業費としては7億円ほどでありましたので、ちょっとVFMが出づらいうような状況にありました。

また、提案におきましては、雨天時や冬季間、雪がありますので訓練できませんので、庁舎内訓練設備の提案、キャットウォークというような提案があって、そこで訓練できるようになっています。それから、出動動線の最短・単純化、交差防止、見学者と消防署員の出動時の分離動線等、かなり工夫を凝らした消防庁舎となっているところであります。

第2弾の学校給食共同調理場につきましては、18.4%のVFMを得ております。これについても、各コンソーシアムが十分に工夫を凝らしまして、施設の安全対策や運営の効率性を重視した施設となっております。導入可能性調査において、市が予定した施設整備費と維持管理費よりは高い価格となっておりますが、給食運営費については低い価格となっており、全体としてVFMが出てきております。これは、施設の不備や食中毒により給食提供ができないときの減額支払いや損害賠償を避けるための予防修繕を考慮しての措置と考えられます。これまでの給食センターとは比較にならないほど、効率性と安全性にすぐれたHACCP準拠施設となっているところであります。

第3弾の分離小学校整備についてでありますけれども、VFMが約31%と大きな数値が出てきています。当時、北京オリンピックの影響で鉄骨材料等の物価上昇が激しく、単品スライド条項を導入したことにより予定価格が高くなりました。その後、入札時には物価も下降ぎみとなったことにより大きな数値になったものであります。

また、学校敷地が不整形であり、提案に当たっては、かなり校舎等のレイアウトを検討したと聴いております。通常は北側に校舎を配置し南側にグラウンドというのが基本パターンですが、5つの提案のうち2つの提案がこの提案でしたが、3つは異なった提案となっており、特徴的なデザインとなっております。また、校舎内の内部動線も、効率性や安全性に配慮した提案となっており、提案者側でかなり議論を重ねて検討をしたことがうかがえる提案となっております。

2番目としまして、PFI事業を実施する上での課題としては、事業参加資格項目に、指名停止になった場合は、競争資格確認審査で不適格となるため、構成員として事業参加できないこととしております。したがって、設計・建設・維持管理・運営企業が構成員として参加するように

規定していることにより、参加するコンソーシアムが指名停止などによって限られてしまうという現象が出てきます。

また、給食事業の場合は、運営できるベンダーが限られていることにより、参加するコンソーシアムが限られてしまうという現象が出ています。この2つの対策に非常に苦慮したところがあります。また、この事業手法は、約10億円以上の大規模事業でないとアドバイザーフィーやファイナンスフィー（リーガルフィー）などの諸経費や金利がかなりかかり経費倒れとなり、なかなかVFMが出づらいいということもあります。また、併せまして、これまで養った職員のノウハウが途切れてしまうということも、我々としては非常に残念に思っているところでございます。

地元企業から、いかにPFI事業について理解していただくかも大きな課題になってきます。特に、地域経済への影響については、市民や議会に対して理解していただくことが課題となっております。PFI事業において、職員が施設を利用する場合は、特に職員の事業内容に対する理解と施設の利用に関する理解が最も必要であります。引き渡し後に必ず民間施行であり、市の施行ではないことにより、つまらないことをいろいろ指摘することがあります。PFI事業では、要求水準書にない事項や提案書にない事項については、後でSPCに無償で修繕工事をお願いすることはできませんので、追加工事として随意契約ですることになり、その辺が竣工後の最大の課題となってしまいます。

当市におきましては、実施設計とか施工中に、少なくとも月に1回は打ち合わせを行いながら、追加工事をお願いするなど、変更項目については、ほかの項目等を検討し、追加分と相殺して実施するなどの措置をとって現在に至っております。

次に、PFI手法のメリットとデメリットであります。

メリットとしましては3つ掲げております。第1に、一般財源の平準化であります。当市において3つの事業を短期間で実施できたのは、一般財源の平準化が最大の要因ではないかと思えます。3事業での施設整備に係る補助金及び起債等を除いた一般財源は約31億円ですが、この一時金の調達を必要とせず事業着手ができるということです。しかしながら、借金は借金ですから、実質公債費率や起債制限比率に反映されますので、長期財政計画をしっかりと見据えて実施する必要があります。

2番目として、民間ノウハウの活用であります。発注方式が仕様発注ではなく性能発注であり、民間ノウハウを十分発揮できることも、事業者の参入意欲をそそる要因となっていると思えます。行政側は、性能発注の利点を十分生かせるよう配慮する必要があります。民間企業の方々がコンソーシアムを組み、それぞれの持っているノウハウを十分に発揮し、最もすぐれたものを採用し、提案書に取り入れ、事業費の節減と機能性や安全性を重点基本として提案書を作成し事業参入してきますので、すばらしい事業内容となってきております。

3番目としまして、談合ができないシステムということです。落札者決定の方式も、価格と提案内容による総合評価一般競争入札方式であり、価格のみでは勝てないこと、また、提案内容は数社が一緒になって打ち合わせをすることなどは不可能であり、談合リスクはヘッジできるものと考えているところであります。

続きまして、デメリットでありますけれども、これも3つ掲げさせてもらいました。1つは、手続の複雑さになります。PFI事業を行うに当たっては、導入可能性調査、実施方針の説明・質疑、特定事業の選定・公表、入札関係書類の説明・質疑、落札者の公表など、かなり複雑な事務処理を要求されます。また、実施方針や入札時の質問につきましては、数百の質問が各分野ごとに寄せられてくるので、これに対する回答を2～3週間後に公表しなければならず、専門的知識を要求される非常に大変なところがあります。

次に、2番目としましては、契約の複雑さです。落札者決定公表後に基本協定書を締結し、その後、本契約、直接協定書、ダイレクトアグリーメント(DA)を行いまして、その後、地位譲渡予約契約書、債権譲渡担保設定契約書、事業者株式に対する担保権設定契約書など諸契約が必要になりますので、内容についても十分理解し、るる検討しないと、金融機関やファンド等のレンダー側に有利なものになってしまう可能性がありますので、十分注意する必要があるということです。

3番目としまして、PFI事業のレベルの維持です。PFI事業は、当初数年間はモニタリングによって提案時の運営や維持管理のレベルを維持できますが、人事異動などによって当初携わっていた職員が異動してしまい、新たな職員が担当することになり、担当者間の事務手続は行うもののレベル維持が非常に難しくなってくるものと思われまます。期間も15年という長い期間になりますので、非常に難しいのかなと今感じているところであります。

以上が代表的なメリット、デメリットではないかと考えております。このような複雑な手続を取るよりも、資金繰りができれば、通常の公共事業で実施した方が事業しやすいということで、PFI事業がなかなか普及してこないのではないかと感じているところであります。

今後、PFI方式で事業するに当たってはということで考えますと、運營業務とか維持管理業務、サービス購入型の割合が高い学校給食センター、それから、ごみ処理とか資源化のプラント、病院等が適しているように感じているところであります。

お手元にお渡ししております資料3-2は、4年間にわたって私の方にいろいろ質問を受けたり、いろいろ検討した内容でありますので、60ページほどありますけれども、後で参照していただきたいと思ひます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○渡委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのお三方の御説明を踏まえまして、議論に入りたいと思ひます。御意見、御質問のある方は、どなたでも結構ですからお願いいたします。ただ今の御説明における資料に関する御質問でも結構でございますので、どうぞ。

○津村大臣政務官 幾つか質問させてください。今の東根市さん、数年間で3つということですが、これは、比較的小さ目の都市だとおっしゃいましたが、東根市さんの規模でこの4～5年の間に3つというのは、かなり先進的な地域と思ひていいのですか。

○東根市 東根市のような小規模自治体では、余りないのではないかと思ひています。

○津村大臣政務官 それで、先ほど福岡市さんからもありましたけれども、ノウハウの共有とい

う意味で言いますと、先ほどお話を聴きながら、少しこの報告書の方も見ていたのですが、かなり詳細なQ&Aとか、お聴きしようかと思ったことが、結構ここで答えられていたりとか、非常に面白かったのですが、こういうものは、例えばホームページに載っていたりとか、普通の人が見られるようになっているのですか。

○東根市 この資料は私が議会对策用につくったものや市民の方々からメールとかで「何でこんなPFIなんかやるの？」という質問や建設業協会等から批判を受けました。また、質問も受けました。PFIの説明に行っているいろいろな質問を受けました。その内容について、私が自分なりにいろいろなものを調べまして、回答書をつくって報告したものがあつたものですから、参考にといい編集したものです。こんな小さな自治体で3つものPFI事業をやっているということで、全国から視察にいらっしゃいます。そのときに、私がいろいろな質問を受けたものについて、視察にいらっしゃった自治体の参考になるのであればということ去年まとめてつくったものです。ただ、ホームページ等には一切載せていません。来た方にだけ差し上げています。

○津村大臣政務官 これは、内閣府の事務方の皆さんに提案ですけれども、固有名詞とかそういうものは場合によっては変えるとかということが必要かもしれませんが、さっき福岡市さんが最後におっしゃられた、自治体担当者の経験を集積する場が必要というおっしゃり方をしましたが、まさに非常にわかりやすく集約されたものでもありますし、こういうものを東根市さんだけでホームページに載せるかどうかは別として、内閣府としても、こういうものは、内閣府がつくり直してホームページに載せるとか、共用化することができると思うんです。もう数日でもできると思うのですが、いかがですか。

○事務局 今日いただいた資料2と3-1、3-2につきましては、それぞれ公表させていただくことを御了承いただいております。したがいまして、ホームページに載せさせていただきます。かつ、その成果について、いろいろな機会でも申し上げていきたいと思っております。

○事務局 過去において、私どもの方でも地方公共団体の方々にPFIについて理解していただけるようにQ&Aを冊子でつくっているのですが、形の上では、それに統合する形でもう一度やっていければいいかなと思っております。

○津村大臣政務官 是非お願いします。非常に面白いと思ったのは、地元企業への配慮についてとかそういうところで、まさに議会对策とおっしゃられたのはそのとおりだと思うんですね。国から地方の皆さんにこうですよということは今までもたくさんされているのだと思うのですが、地方で現実はどういうやりとりがあつてというものを、逆に私たちが吸い上げた形、吸い上げるという言い方も失礼ですが、いただく形で、公表するということですからそれでいいのですが、やっていく努力が、早速材料をいただけたのかなと思つたものですから、お聴きしたということです。

それから、委員長、ごめんなさい、国土交通省の話も少ししていいですか。

国土交通省さんに2つ半御質問なんですけれども、1つは最初の、多分、これがかなり本命というか、先日も熱心に御説明いただいたことがあつたと思うのですが、コンセッション方式というところに出てくる事業権という包括的な財産権という位置づけということですが、これは、恐

らくかなり斬新なアイデアなんだろうと思うのですが、法律的には今までないものということですから、民法の改正とかまでなるような話なのかどうか。どういうふうにやればこれが、「法令・税制改正」と書いていますが、具体的には何を改正するイメージかということがかなり詰められたものなのかということが質問の1です。

質問の2は、5番の支援機関の創設というもので、さっきの話とも絡むのですけれども、知識が共有化されていない、あるいは東根市さんみたいなケースがなかなかほかにも伝播していないということについて、まさに支援機関云々というのは、大きなものをつくるのも勿論いいのですが、まずはPFI推進室が、さっきのホームページも含めてできることをどんどんやっていくことだと思っているんですが、将来的には、支援機関の創設というのは、理想的にはどこまでをイメージされているのかということ、あるいは、目の前でまずやれることは、PFI推進委員会が来月からでもやればいい仕事は何なのかということをおっしゃっていただければというのが2点目です。

それから、2点目半としては、ここには直接出てきていないのですけれども、最近、政府のはやりで特区というのがいろいろな形でやってみようと、新政権の試行錯誤の一つのパターンとして特区制度というものをどんどん活用して成長戦略の突破口にしていこうという話があるのですが、このPFIに関する特区的なものというのは、これまで国内ないし海外にあったのか、逆に、これからやっていくとしたら、こんなやり方もありますよというのがもし国土交通省からあれば、お聞かせください。

○国土交通省 では、少し成長戦略会議等で議論したテクニカルな内容にもなりますので、私の方で代わりに答えさせていただきます。

1つ目の話は、法律の話もありまして、実はこの専門委員の中に入っておられるA先生にも少しアドバイスをいただきながら議論してきたところがありますので、もし至らない点があれば補足していただければと思います。

コンセッションについては、まさにおっしゃられるとおりで、新しいものをつくる側面が出てくると思います。ただ、例えば参考として言うと、国内で言うと鉱区、要するにマイニングをするような部分について言うと鉱業権のようなものが設定されていて、その権利については物件として位置づけられていたりという前例がないわけではないので、必ずしも民法等まで踏み込まなくても、一つの独立した権利としてこのPFIの枠組みの中に盛り込むことができるのではないかという議論をしておりますが、この辺は、まさにPFI推進委員会の中にさまざまな先生方がいらっしゃると思いますので、意見を伺いながら一緒に議論させていただくようなところになるのではないかと思います。

ただ、いずれにしても、その物理的所有権が移転しないということで、建物等が民間の所有になるのであれば、それが一つ根源的な権利になっていると思うのですけれども、そういうものを想定しない、特に国土交通省で議論している分野で言うと、空港であるとか、道路、港湾というある種、安全保障上の配慮も入ってくるような事業領域も入ってきますので、そういう領域の中でPPPをやっていく上では、やはりこういう考え方そのものは入れていかないといけないので

はないかという議論を今している状況であります。

2点目の支援機関に関しては、まさにPFI推進室が担っている、これまでも担ってきた部分でありますし、今後も担っていく部分ではあるかと思いますが、これの参考としていたのは、例えばイギリスのパートナーシップUKであるとか、韓国にもKDIという政府系の独立行政法人の中にPFI・PPPの専門家の方が入っておられる機関があります。これから、特に国土交通省側で議論していたものの想定が、まさに先ほど言ったような領域でありますので、こういう領域におけるPFI・PPPというのは、まだ余り前例がない部分も正直ある中で、これは恐らくPFI推進室の中だけでも今までとはまた違う領域でやっていく話になっていきますので、人的に十分なのかどうかということについては検討が必要なのではないかと。

具体的に言うと、例えば韓国等でやっているところで言うと、入札説明書、契約書、要求水準書等のドキュメントをつくって出す際に、自治体がやる場合は、当然、自治体が責任を持ってつくるわけですが、自治体さんが必要とするのであれば、政府サイドというか、そういう支援機関から人が行って一緒に議論をしてあげるといような、そういう機能がある方が、これから適用対象を広げていく上ではいいのではないかというのが一つ議論の中では念頭に置いて行われていました。

あと、最後、特区の話について言うと、これもまさに韓国等で、道路であるとか港湾等でPFIを導入していく上で、今日プレゼンされていた公物管理法というのは、韓国でも同様に問題がありましたので、その公物管理法に対する例外という形で、法律上特例をつける形、これがある種、特区に近い、ある領域において、個別の法律のもとにおいては、民間が本来やれないはずのものを、PFIに基づいてやる場合にはやれるようにしてあげるとい意味で言うと、概念としては特区に近いものだと思いますが、韓国等ではそういうやり方をしている事例があると認識しておりますというのが、一応、御質問に対する答えであります。

○渡委員長 A専門委員、どうぞ。

○A専門委員 今の国土交通省さんからのお答えで足りるかと思うのですが、若干、技術的な補足をさせていただけるとしたら、コンセッションについては、ここの委員の方を初め、そういうものが外国にあるということは、皆さん広く御案内のとおりだと思います。津村政務官からの御質問のところ、民法の改正等まで踏み込む必要があるのか、という点について補足いたします。概念にさせていただきたいのは、民間でしたら営業権というようなものがありまして、それを実施することによっていろいろな価値が出てくる。ただ、公共事業の場合に、特に今回、念頭に置いているのは、公共側が一定のコントロールを保持して所有権とかを維持しつつ、民間の発意をとり込みつつ仕事をしていただくという形態です。何らかの事業・営業権のみならず、一定の公物管理権もミックスしたような概念ですので、先ほどの鉱業権とかいろいろなものがあり、それとまた類似した制度はあるのですが、むしろ若干新しい概念といえるのではないかと考えます。

わざわざこういうものを考える必要があるかというのは、当然議論があるところだと思いますが、先ほど、長安政務官からの御説明もありましたように、あくまでもこれは民間のお金を入れ

ていくということも一つの大きな題目ですので、それであれば、例えばファイナンスする際の担保の対象になるとか、金融機関からすれば、万が一担保といいますか、事業者を若干変えるようなときもついていくとか、そういったことも含めると、今までの許認可だけではちょっと難しい、許認可だけでは概念的にちょっと足りないのかなということで、事業権という財産権的なものを、私個人のイメージでは、民法とかというのではなくて、もし一定のPFIの改正、制度改革がされれば、その枠の中での管理権、事業権というように位置づけすればいいのではないかとは思っています。

ちなみに、コンセッションは、英米とかでは契約の形で広く認められていますし、韓国では、韓国の通貨危機以来、PPPを非常に力を入れていまして、物権として事業権というものを考えておりまして、登録もして、それに担保もつけられるという形にはしています。さまざまな考えがあるかと思えますけれども、多分、契約上の地位というだけでは少し足りない、管理権というところまでも国土交通省さんの方で踏み込むということであれば、そういった概念として入れた方がいいのではないかと考えています。

それから、更に2.5番目の質問ですけれども、私が知っている範囲では、PFIの特区制度の利用ということだと思うのですが、法務省の刑務所については、たしか特区制度でやっていると思います。たしか一定の医療機関への委託等だったと思いますが、それについてはPFIと特区をコンビネーションで使ってやっていると思います。

ただ、特区制度について、やはり現状では、原則地方自治体が申請者であるということですね。公共サービス改革法の中で、法令の特例のような形というのが一応前例としてありますので、何らかの事業者の発意と、あとは公共側の考え方で、こういうものをコントロールを利かせつつ、公物管理権でも一定の範囲で民間にゆだねようということであれば、公サ法のような前例があるので、そういう形での立法といいますか、そういう形もできるのではないかと思います。

○渡委員長 それでは、ほかにありますでしょうか。B委員、どうぞ。

○B委員 この委員会ではインフラのことを何回か言わせていただいておりますが、今日は、国土交通省の長安政務官からのお話に質問させていただきたいと思えます。まず、具体的な道路等のインフラの名前が挙がりましたので大変前向きなお話だと考えております。その中で税制等に関する、いわゆるイコールフットィングといいますか、官民両方の事業において同等の立場で議論することとか、あるいは競争的対話のことについてはここで議論すべきだと思います。今、検討中というお話でありましたコンセッションのお話でございますけれども、一般的にコンセッションという形をとれば有料事業になると理解しておりますが、前回のこの委員会で申し上げましたとおり、一時的にお金をパブリックファイナンスするのか、あるいは民間が調達するのかという話と、最終的にだれがそれを払い切るのかということは別の話です。直接使う有料利用者が払う分と、それから、特にインフラで考えた場合は、直接使う人だけでなく、周りの人の方にも外部効果という形でかなり便益も広がるわけです。ですから、その中でそういうものの最終的な財源としてどのようにお考えになっているのかということをお聞きしたいところでございます。

英国でのM6 トールというのは、ほとんど完全な独立採算型と聞いておりますけれども、一方

ではDBFOという形で、これは無料の道路でやることもございますので、その中で今、どのようなことをお考えなのかということでございます。

それから、もう一つの質問は、後の方で、それこそ法律における特例措置で公物管理にかかわるいろいろな問題について対応して、御考慮いただいているということは非常に重要だと思います。この段階では一般論としてなかなか難しいというのは、先ほどお話があったとおりだと思います。特にインフラの場合は、普通の建物とか箱物ではなくて、広い土地を必要とするわけですね。ですから、日本の場合に、本当にインフラを考えた場合、新設とか改良、いろいろありますけれども、その中で、用地のことをどう考えるのかとか、あるいは都市計画決定をどう考えるのかということが、やはり具体的な例とともにその課題が出てくるものだと思います。もう一つは、先ほどの福岡市さんのお話の中でも、要求水準を決めるのはなかなか難しいというお話がございましたが、こういう公共施設なりインフラの中における要求水準等の設定の仕方について、どのようなお考えを今お持ちなのかということをお教えいただければ大変ありがたいと思います。以上でございます。

○渡委員長 それでは、長安政務官、お願いします。

○長安大臣政務官 今の1番目のお話でございますが、受益者負担というところですよ。これは、例えば道路一つを取ってみても、基本的には一般道と有料道路という線引きができます。有料道路については、受益者負担の原則で現在有料にしている。一方で、一般国道等についての無料道路に関しては、受益者が広いということで、基本的には国が、国民の皆さんから集めた税金を投入するという形で行っております。

一方で、これは実は難しい議論がありまして、高速道路の無料化というのを民主党は提案してきた。これは、高速道路というものの自体、利用される方だけではなくて、物流ということも考えれば、国民みんなに等しく利益があるということから、無料化ということも、論理的に説明してきた経緯があります。そういった経緯を考えると、高速道路が有料であり続けるということは、基本的には難しいのかなと思っております。

ただ、日本がこれだけ厳しい財政状況にある中で、すべてを税で賄っていくということ自体は、もう国民の皆さんの担税能力だけではなくて、感情の問題も絡んでくるかなと思います。そういう意味では、具体的に、今までと同様に、利用者の方から受益者負担という形でいただくということで100%やれる場合と、あるいは、それでは半分をカバーするけれど、公的な税金をまた半分投入するという組み合わせで行うことも可能なのではないかなと思っております。

後段は、福田委員から御説明してください。

○国土交通省 今、長安政務官からのお話もありましたけれども、具体的にこの分野でやるというのが見えてくれば、おっしゃるとおり、混合型で料金の出どころが2つ、利用者もあれば、ある種、政府サイド、政府がほかの、料金を払わない、便益をこうむっている人たちのかわりにお金を払うというのも混合型の事業であるとか、あと、特例に対して用地取得をどう位置づけるのかとか、これは個別の事業を想定しながら法制度の議論をしていけば、いろいろここで御提案できる部分もあるのですが、現状で言うと、国土交通省の中で、今お話のあった道路に関しても、

無料化の政策等の整合性の中でどういうPPPの活用があり得るのかというのは、まさにまだ議論している最中でありまして、ほかの分野についても同様に、具体的にどういう分野で、どういうふうにやっていくのかというのは、この場でまだちょっと申し上げられる状況ではないものですから、今日のプレゼンとしては、そういうものは問わずに、関わってくる部分として、ある種、先行して議論がスタートでき得るものについては言えていると。

具体的に、特例という考え方を入れるのか否かというのは入るわけですが、では、どの部分まで民間に背負わせるのかというのは、もうちょっと具体的に適用される事業が見えてくる中で、後から議論としては追いついてくるという形にならざるを得ないのかなと。

ここでの議論、PFI推進委員会なり政府での議論というのはこれからも続いていくと思いますので、まずは、入り口として現時点で国土交通省で検討しているところはここまででありまして、この部分については、どういう分野で出てきて、どういう事業になるとしても、一定程度共通して関わってくるであろうというところを中心に入れさせていただいているという、ちょっと説明として苦しい部分もあるかもしれませんが、そういう事情であるというのが、御質問に対する回答という形になります。

○渡委員長 B委員、よろしいですか。

○B委員 はい。

○渡委員長 ほかにご意見等ございますでしょうか。C委員、どうぞ。

○C委員 2点質問させていただきたいのですが、今日、2つの市の方からのお話で、大変ノウハウの重要性が強調されました。アドバイザーを活用すればある程度とも思っていたのですが、やはりその組織の中で形成されたノウハウというものが重要だと。そういう場合に、今まで国と都道府県、あるいは都道府県と市町村という中では、職員の派遣なり何なりも行われて、あるいはそういうことが行われているわけですが、地方公共団体相互間である種の蓄積されたノウハウを持った人を、他の地方公共団体が受け入れたいということにした場合、2つの市のような場合、一体そういうものは人事政策として受け入れる、つまり、例えば黒田部長さんが蓄積したものを持って、ほかのところに5年間行って、どっぷり浸かって加わるというようなことが、一体人事政策として現状で可能なかどうかというのが1点。その際に、守秘義務の問題とか、法制度的な私たちが考えなければいけないことが勿論あると思いますが。

それから、そういう場合、ある地方公共団体が蓄積したノウハウは有料だという考えと、給料負担だけではなくもっとお金もいただく、あるいは、今日は野田委員がいらっしゃいますから、横浜市は、たしか視察の際、有料にしたとかということのを前に伺ったのですが、そういうことも含めて、そういうノウハウというのは有料だという考え方をとっていいのか、この2点をお尋ねしたい。

○渡委員長 それでは、福岡市さん、どうぞ。

○福岡市 人事上の話は、すみません、私は全くわからなくて、お答えできません。

あと、有料の話に関しては、仮にPFIでそういう一面があっても、ほかの面ではやはり教えてもらうとか、自治体はお互いさまみたいなどころがあるので、有料というのはなかなか難しい

のではないかというのが感想です。

○渡委員長 東根市さん、どうぞ。

○東根市 やはりアドバイザー活用には、私も限界があると思います。アドバイザーは、コンサルタントですけれども、実質的な内容については、各自治体のそれぞれ特徴があるものですから、それを十分理解してアドバイスしてもらわないと、ただ単にパターン化したアドバイスであれば、その自治体にとってはそんなにうれしくないというか、合わないようなものがあるので、それはちょっとよくないのかなと思っています。

ですので、我々は、PFIのアドバイスを受けるときには、我々受ける側がある程度理解して、それでアドバイザーに本当のアドバイスを求めるというようなスタンスでやってきたというふうに思います。

それから、人事異動でほかの自治体へというのはあるのですけれども、東根市の場合は、職員数が少ないので無理かなとは思っていますが、私も複数の自治体から導入可能性調査の簡易なものをやってくださいと言われてまして、実はやっています。それは、私が個人でつくったVFM計算シートなので、国から来たものとは違うもので、自分でつくっているものです。これは、金融機関等の友人やいろいろな方からキャッシュフロー表とか、財務関連項目を聴きまして、ほかには一切出さないということでデータを集めて自分でつくったもので、これを基本にして何市かにVFM計算表を差し上げたことはあります。だから、そういうお手伝いは、個人的な時間があるときはやっています。ただ、私もあと4年で退職なので、もうこれ以上は無理かなとは考えています。

それから、参考資料の公表に対する有料化ですけれども、私は個人的につくったものですから、業務時間中にいろいろ書いてはいますが、まとめるのはプライベート時間でやっていますから、有料ではなくて、無料ということで、今、視察に来た方には差し上げてくださると担当の方には言っているところであります。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。

長安政務官、どうぞ。

○長安大臣政務官 今、東根市さんからお話がありましたが、基本的にはボランティアベースでやられているということだと思います。これからの地方分権の流れとの兼ね合いですが、やはりこういう分野こそ、本来国が担っていくことが重要だと思います。勿論、国で全部やってしまうと、全部東京まで聴きに来なければいけないのではないかという声が出ますので、そこは何か国で、あるいは広域行政などという場合に、これは道州制がいいのかどうかという議論はありますが、そういったところでノウハウの蓄積をして、またそのアドバイスをしていくという仕組みをつくっていかねばいけないと私は思っております。

○渡委員長 ありがとうございます。

ここで、津村政務官が10分程度離席するそうでございます。津村政務官、どうぞ。

○津村大臣政務官 ちょっと今の件で少しだけお話ししてもいいですか。

15分ほど、大臣秘書官に呼ばれて抜けさせていただきます。申し訳ありません。

その前に、今のお話はすごく大事な話で、この場での議論というのは、一つのアウトプットは成長戦略に盛り込んでいこう、一つのアウトプットは、来年かもしれませんが、PFI法の見直しということもやっていこうということがありますが、もう一つは、そこまでやらなくても、今すぐできることは、まさに先ほども言いましたけれども、来月からでもやっていけばいいわけで、今のようなノウハウの共有みたいなお話は、PFI推進委員会のまさに私たちの仕事なんだろうと思いますので、限られたマンパワーでもありますし、限られた予算ではあります、まさにこういうマル秘のものを出していただいて、公表までさせていただくというようなことも今日いただいたようですし、人的なことはなかなか難しいということは、定員みたいなことも含めてよくわかるのですが、ちょっと私たちの方で宿題で持ち帰って、また次回、こういう工夫を始めますというのは何か御報告できないか、事務方と相談してみたいと思います。

貴重な御意見ありがとうございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

では、D委員、どうぞ。

○D委員 今日の議論の中で、地方自治体の方々にどうしてPFIが広まらないのかが、わかった気がします。ノウハウの蓄積は大事なことです、その一方で、簡易型PFIというか、いかにPFIに関する手続そのものを迅速に、かつ簡単にしていくかも大事だと思っております。財政が困難になっております地方自治体の方々が、いろいろなインフラ整備などでPFIを使おうと思っても、とても使えるような状況にないのではないかと思います。ですから、このPFI委員会の目標の一つに、ノウハウの蓄積、その次のステップとして、いろいろなタイプのPFIにつきまして、それぞれのひな型といいますか、簡易型のプロセスを提示することも是非入れていきたいと思っております。御検討ください。

○渡委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。E委員、どうぞ。

○E委員 今日は御報告ありがとうございました。勉強になりました。

一応、感想めいたコメントになるかもしれないのですが、今日幾つか、確かに地方自治体におけるPFIの課題というのがよくわかったと思っておりますが、こういうPFIの問題点を考えるときに、多分3つの次元があると私は理解しています。一つは、勿論よく言われます本質的になじまない。性能契約ですから、当然、その性能を契約に書き込めないようなサービス要求水準というものはなかなか実現し難いですから、もともと本質的になじまないだろうという問題と、もう一つは、先ほどから出ていますがノウハウの問題。これは、どちらかという本質的な問題というよりは移行過程の問題なので、これも鶏と卵のような関係で、PFIが普及しないからノウハウも蓄積しないし、ノウハウがないからPFIも普及しないという関係になると、まさにこれは、先ほど津村政務官からも言われていましたように、これをどう集積させていくかということが大きな課題だと思います。

3つ目は、これはあるだろうなと思ったのは、制度的な障害というのは、むしろ公共部門の側

の制度的な障害。例えば人事でも、先ほど御質問にありましたけれども、人事の問題。そもそもローテーションをかけているのは公務員の制度の問題なので、こういう新しい制度をやるとき、PFIのような新しい試みに対して、旧式型の公務員制度であるとか、こういったものが本当にこのままでいいのかということのを本来は考えていかないと、本当の普及にはならないのかなということが一つありました。

それから、福岡市からの御指摘は、多分、私はこういう理解なんだろうと思っているんです。もし間違っていたら訂正いただきたいのですが、病院のところの資金調達で、9割方地方債で起債されているということで、自治体さんの立場からすると、確かに地方債の方が利回り安いよねというのはそうなのですが、でも、これって多分、政府資金が入っているから、あるいは交付税措置されているから、つまり持ち出しが少ないというのは、むしろそういう国からの補助金といいますか、暗黙裏の補助金という言い方が正しいのですが、それがあからずからであって、つまり市場をそもそもこういう財投制度がゆがめているというか、地方債制度がゆがめているというのが現実にあるので、これもやはりPFIを普及させる阻害要因として既存の制度との不整合だと思うんですね。何かそのところは少し整理して考えていかないと、単にデメリットはこれ、メリットはこれと言われても、どう対処していくのが正しいのかということが見えてこないのかなと。これはコメントです。

すみません、ちょっとこれ、福岡市さんが非常に丁寧に書いていただいたので、私が間違えているかどうか確認したいのですが、例えば4ページ目のところで対象業務の変遷があったのですが、これは、要するにこういう見直しが進むたびに、例のVFMとかというのは、これはそのたびに見直すのでしょうか。そうすると、やはりちょっと、前は大きいと思っていたけれども、そんなに大きくなかったねとか、逆に、縮小してコンパクトにしたおかげでかえってよくなったねとか、そういうケースというのはあるのかというのが一つと、その次の5ページで、やはりいろいろなPFIの対象業務が病院によって違うねと。私も医療経済をやっているのですが、病院というのは、勿論、一言で病院と言ってもいろいろな病院があるので、病院の機能そのものが違うのだというのは当然あると思うのですが、病院間でこういう対象業務がかなり異なってくるのは、病院の規模とか機能に起因するのか、あるいはまさに自治体さんのノウハウによるものなのか、その辺は何か原因があるのでしょうか。もし御存じでしたらお教えいただきたいのですが。

○渡委員長 福岡市さん、御回答よろしく申し上げます。

○福岡市 まず、1問目の方で、4ページにある対象業務の幅でVFMの幅は違ってくるのかというお話ですが、削減率が余り変わらなければ、母数が変わってくるだけなのでそんなに変わらないと理解していただいてもいいと思います。

ただ、病院の場合ちょっと特徴的なのが、調達業務というものがございまして、薬剤とか医療材料、ここは結構、契約金額の大半を占めるというケースもあります。そこは、通常の建物の削減率が違ってきますので、そういったところのインパクトというのが少しは出てくると思います。

次に、5ページ目の方で、対象業務の幅が異なる理由は2つございまして、一つは病院のキャラクターですね。例えば、精神医療センターであれば、もともと対象業務が少ないというのもご

ざいますし、あと、もう一つは考え方の違いでして、できるだけ事業者の方にこういう細々したものはまとめてお任せしようという考え方もあれば、我々みたいに、実は地方独立行政法人に来月から移行しますので、行政というか、こちらの方でそこら辺はしっかりやっていこうという考えのところもあります。結構、考え方次第というところもあるのではないかと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

○E委員 はい。

○渡委員長 それでは、ほかにどうぞ。F 専門委員、お願いします。

○F 専門委員 自治体の方からは、大変興味深いお話をいただいたのですが、やはり一生懸命やればいろいろな工夫があるかなという、これは感想でございます。

お伺いしたいのは、国土交通省さんからのペーパーで、いろいろ斬新な提案がなされていると思います。以前からいろいろPFIの課題と思われていたこともここの中にまさに含まれているなと思っているのですけれども、例えば、税制もイコールフットイングということが毎回議論されていて、例えば、この施設の所有者が課税の話が違うという話、地方税の問題になるので、なかなかこのところは難しかったのかなという感覚で私は思っていたんです。つまり、それぞれの地方で固定資産税等がございますので、どのようにお考えになるかというあたりが、なかなか国の一つの政策としてそこまで言えるかというのが相変わらずあるかなというのが若干あるなど。

それから、小規模な自治体でも支援機関を創設するというのは大変すばらしいなと思いました。勿論、先ほどヒアリングでお聴きしましたようなところの事例もあるのでありますが、一般にはなかなか難しいと思いますので、是非こういうものがあればいいかなと思います。

公物管理のところは以前から非常に議論のあるところでございます。国土交通省さんが一番この公物管理法を、旧建設系と運輸系と、私は公物管理法の考え方が若干違うのではないかなという思いを持っておりまして、特に旧建設省系のものの方が、非常に公物管理者に、国、自治体でなければ管理者として権限を行使させるべきではないという思想が強いのかなという感覚を持っておりました。国土交通省になられて、いろいろな公物管理法を一手に全部入ることになった中で、先ほどの御説明では、いろいろな公物管理法があるので一律にというわけにはいかないというような御発言もございましたが、ここで特区みたいな話がされたと思うのですけれども、そうすると公物管理法自身、例えば道路法であるとか、港湾法であるとかいろいろございますが、それ自身をいじるということではなくてというような御説明だったのでしょうか。

○渡委員長 それでは、国土交通省さん、お願いします。

○国土交通省 では、私の方から。議論の経緯に当たる部分でもあると思うのですが、PPP・PFIという意味で言うと非常に幅広い事業スキームが考えられる中で、今回はそもそも政治レベルで、先ほど言ったような重点領域で、可能な限り独立採算に近い、結果として見ると混合型になるものもあったとしても、可能な限り独立採算型に近い分野でPFI・PPPを拡大していくことができないのかというのが、ある種、政治レベルでの命題として初めにあり、それに対するテクニカルな検討を戦略会議の中でしてきたという議論のプロセスがあるという中で、当然、独立採算に近い形でやっていく場合に、税の問題、固定資産税、都市計画税等の問題が議論にな

るのは、これはもう昔から議論されていることだという前提でそういう問題がありますねというお話をした中で、一つは、コンセッションという形であれば所有権が移転しないという前提でその問題が解決できるのではないかというのは、コンセッションが浮上してきた理由の一つとしてございます。

ただ、一方でコンセッションだけというので追求していくのもまた、これは最初のうちから選択肢を絞り切るのもどうかという話で、従来の税の問題とも一応併記した形でこの提案書としては残している。

ただ、国土交通省のスタンスとしては、税に関して、特に減免してほしいという議論について言うと、国土交通省で決め切れるものでもなく、内閣府で決め切れるものでもない話になるので、コンセッションの導入というものと同時並行で固定資産税、都市計画税の議論をするのであれば、これは内閣府と国土交通省と一緒に、税を所管している省庁と議論していくという話になるだろうなという議論であったとまず理解しています。それが1つ目です。

2つ目の公物管理に関しては、まさに御指摘のとおりでありまして、これも一つ、要は、先ほど言ったような前提で事業をやっていく場合には、やはり公物管理法という問題がありますねというのを最初に御提示申し上げている。それに対する解決策としては、関連する公物管理法を全部PPPを前提につくり変えてしまうという考え方と、公物管理法そのものはいじらずに、外側で、PFI・PPPが適用される場合だけの特例というものを列挙していくという書き方と、大きく2通りのやり方があるのではないかという議論になりました。

その中で、特に当面、PFI・PPPというのが個別の公物の分野でどの程度のウエートで入ってくるのかというのが、ある種見えない中で、例えば下水道法なら下水道法、道路法なら道路法を予定的に変えるというのは、やはり難しいのではないかと。むしろ考え方としては、公物管理の基本原則がある中で、規制緩和として民間がそれをやりたいと要望があって、それに対して特例として、規制緩和的な意味での特例として対応していくというのを最初にやっていくというのが、入り口としては筋なのではないかという議論の中で、一応4ページのような書きぶりになっているというのが、もう一つの議論の経緯であります。

○渡委員長 F 専門委員、どうぞ。

○F 専門委員 そういうことであっても、従来のものと比べるとかなりの進展であると私は理解しておりますので、あとは、どういう仕組みでやるかというような話かなと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。ほかにご意見等ございますでしょうか。G 専門委員、どうぞ。

○G 専門委員 今日は貴重なお話を本当にありがとうございます。国土交通省さんと、それから、東根市さんにちょっと伺いたいのですけれども、これも今までの議論の確認になるかもしれませんが、今、私が何を考えているのかというと、どこまでのリスクヘッジというものを我々としてもイメージしておけばいいのかなということも頭にあって、参考までに、どんなイメージでおられるのか伺いたいと思っています。

例えば、国土交通省さんのところで言いますと、事業権の話がありますけれども、この中で、

管理権限の行使なんかも民間で行うということも、法的に担保するというイメージで議論を進められているのか、そこまでの話ではないのか、ちょっとその辺のイメージと、それから諸外国の事例なんかを見ていますと、関連業務を含めた形で認めていくかどうかということなんかも、この事業を採算に乗せていくに際して重要になることもあるので、そういうものも認める形の民間運営をイメージされているのかどうなのか、ちょっとそういうところを1点伺いたい。

それから、ここは確認ですけれども、BOTでも非課税ということで、これは補助金も含めて同様の扱いということでおられるのかどうなのかということ。

3番目のところの公務員の民間への出向の円滑化というのは、これは本件に限らず、いろいろな場面で、私はもっと柔軟にされた方がいいのではないかと考えておりますし、是非この件でも進めていただければと思います。管理運営等々をしやすくするという意味では、道路とか、水道とか、いろいろなほかの公共安全に係る法律がかかわるものについても、こういう形で出向が可能になれば、橋だろうが、下水だろうが、もう何でもできるのではないかと考えておりますので、これはもう重要なポイントとして進めていただければと考えておりますが、その辺はどうなのかなどと考えています。

それから、東根市さんの方に、これは1つ、最初確認なんですけれども、4ページにあります導入の可能性の調査のところ、市が予定した維持管理よりも高い値段だったけれども、VFMが出るのでやりましょうと。これは、すみません、理解違いがあるといけないのですが、簡単に申し上げると、コストが5かかって、リターンが2で、公の負担が3の場合と、コストが7かかって、リターンが5あって、公の負担が2なら、後者の選択も可能だという理解でよろしいですよ。

要するに、PFIというのと、とにかくトータルコストを安くしないとだめというイメージがすごく強いように思うんですね。私は前回も申し上げましたが、とにかく入札参加者のたたき合いで、何かだれも使わないものができてしまうということがPFIの問題点なのかなと聞いていたのですが、いや、東根市ではそうはならなかったのだと。いいものなら、多少入り口は高くてもこれはオーケーなんだということだったのかどうなのかということ。仮にそうだとすると、これは結構、周りの説得が大変だったのかなと。その辺のところも何かノウハウがあれば教えていただければと思った次第です。

それと、私、もう一つ、6ページの③の談合ができないシステムのところ、これもすごくいいお話だなと思ひまして。一般競争入札がすごくいいようなことが言われるかと思うのですが、これも、我々の事業の中でも競争入札でいろいろ御提案して、非常に悔しい思いをすることがよくあるのですが、本当に中身を見てくれという場面はよくあります。総合評価の一般競争入札で、価格だけでは勝てないですよというところがポイントになるのだということも広く周知していくようなことができれば、このシステムもうまくいくのではないのかなと。

それから、入札制度の問題点ということでも、こういうところからも明らかにできればいいのかなと聞いていた次第ですが、ちょっとそこら辺もコメントがあれば伺えればと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。それでは国土交通省さん、ご回答願います。

○国土交通省 では、前者の方ですが、これは、まさに先ほど御質問のあった用地取得の話なんかとも絡むのですが、個別の事業を想定しないと、どこまでの権限が実際に民間に移転できるのかというのは、この場でなかなか一般論としては正直言いにくい。この資料にもありますとおり、公共性という観点、公権力の行使という観点で精査しなければならないものもありますので、そういう意味では、枠組みとして、現状で公物管理法の個別の法律の条文の中で、これもまた分野によってどういう書き方で規制されているのかというのは違うわけですが、それに対して、例外を設ける枠組みとしては、まずは用意しないといけないですよという御提案なんですけれども。

では、実際その枠組みの中で何が業務として民間がやれるものに入ってくるのかということについては、国土交通省の中の検討を通じて、どういう分野でやるかというのが見えてくる中で、また個別に議論をするという流れにならざるを得ないのではないかなど。ただ、国土交通省の中の議論としては、できる限り、可能なものについては民間がやれるようにした方がいいのではないかなという議論があるのは、これはまた申し添えるという話になろうかと思えますというのが私の理解ですけれども。

○長安大臣政務官 今、福田委員からお話しいただいたのはまさにそのとおりで、個別のものによって、どこまで権限を民間に渡せるのか、あるいは、国として持っていないといけないのか、さまざまな観点があると思います。安全保障上の問題もあるでしょうし、また、交通の場合ですと安全という問題も絡んでくるかと思えます。これは、今の段階でそこまで決めてしまうのは、なかなか難しいのではないかと考えております。

○G専門委員 可能性はあるということですか。

○長安大臣政務官 はい。

○国土交通省 補助金についても、まさに御指摘のとおりでありまして、一応、国土交通省所管の領域に関しては、最後、トランスファーがついている、要は、施設所有権が何らかの形で政府に戻ってくるものについては、補助金の交付条件は同一にするという話が基本にあるように、今のところ内部の整理では聴いています。ただ、一部、今、鉄道なんかで議論している中でそういう状況になっていないものがあるという話も出てきていますので、ちょっと、場合によったら追加的に、後から、ほかの国土交通省の中で議論している委員会の結果として、そういう補助金についてもこのメニューの中に後から乗っかってくるものがあるかもしれないですが、今、議論している範囲の中では大丈夫なのではないかということで入っていないというのが状況です。

○渡委員長 それでは、東根市さん、よろしく申し上げます。

○東根市 私の方からは、トータルコストなのか、それとも一つひとつきちんとチェックしてやっているのかという話と、あと談合防止についてお話ししたいと思います。

学校給食につきましては、やはり全体的なトータルコスト方式で実施しています。それで、VFM計算を行ったとき一番狂ったのは何かといいますと、これは維持管理費です。維持管理費につきましては、私たち役所側の施設は、例えばどこかのラインが壊れて、「すみません、明日弁当を持ってきてください」ということで3日ぐらい休んで済むわけですが、これはPF

I事業なので、民間事業者が運営をして全部やりますから、すみませんと言ったところで、民間事業者で、何であなた方はこういうことをしたんですかと言われるリスクが非常にでかいです。また、市民の方々からも理解していただけないことがあるということをコンソーシアム側が感じまして提案してきたものと思います。我々の通常修繕のやり方はブレイクダウン後に、つまり事後修繕というような観点で最初、VFMの計算をやりましたが、民間事業者は、予防修繕という観点から、壊れる前に全部直していくということで、その経費が非常に大きくて、我々が当初計算したときは約2億円でしたけれども、実質的に提案書で持ってきたのが約5億9,000万円という、維持管理部門のところが非常に大きく、我々と違うところでした。

それに対して、下がったところはどこかというところ、運営費が下がっています。確かに公務員の調理師給料については、調理の現場の職員は採用していなかったものですから、実は平均年齢が高くなっていました。民営化するために、平成15年度ぐらいから全然採用をしませんでしたから、当然、賃金が高くなっているところがあって、それを平準化しながら再計算をして運営費に充ててはいたのですが、それよりも民間の平均給与の方がちょっと低かったところがあったりして、そこでかなりの差が出てきているというところがあります。それから、人員体制も違います。人員体制も、我々が計算した人数と、民間の方でストレートラインといって、物を入れてから学校給食が出るまでのラインがストレートラインですから、混雑している部分がありませんので、その分で人員体制の削減ができるということで人数も若干違います。ですので、その分で運営費がかなり下がってきているということでVFMが出てきたと考えているところであります。

我々としては、トータルとしてコストを考えながら、先ほど言ったように、学校給食を提供できない期間を全くなくしていくという基本的な指針のもとにこういう事業をやったということで、市民の方にも、父兄の方にも御説明しているところであります。

それから、もう一つ、談合防止という話ですけれども、消防庁舎、それから学校につきましては、提案と価格点を50・50、フィフティ・フィフティにしています。それから、学校給食につきましては、運営が非常に大切だ、安全性が大切だということで、運営面を60点、価格点を40点として価格点を半分以下に下げています。その中で、各委員の方にはそれぞれ専門の方にすべて入っていただいています。通常、こういう事業をやりますと市役所の職員が入るパターンがありますけれども、市役所の職員が入るといろんな面でコントロールしたと対外的に見られる可能性がありますから、東根市では、副市長1人しか入れないで、あと6人とか7人の方はすべて民間の方やそれぞれの専門家の方を入れていくようにしています。学校の場合は、山形大学地域教育文化学部の先生とか、建築の場合は、芸工大の建築の先生とか、あと日大工学部の建築の先生から来ていただくとか、すべて専門の方を入れてながら審査していくということです。

それで、先ほど言ったように、価格点が40点とか50点ですから、価格談合しても提案書が悪ければ勝てない。悪かろう安かろうでは絶対勝てません。各事例を見ますと、一番安いところは実質的に取れていません。価格が若干高いところは、すばらしい提案を持ってくるので、提案点数が非常に大きく影響してきて提案のいいところが勝っていくということです。審査内容はすべて発表していますけれども、一番安いところは1カ所も取っていません。大体2番目か3番

目ぐらい、2番目ぐらいのところですか、ほとんどそういうところが、提案内容も審議しながら立派なものをつくってきますので、高い評価を取っていると思います。

では、果たして提案内容をそれぞれコンソーシアムごとに互いに持ち合って議論してやってくるかという、それは非常に難しいことだと感じます。学校給食をつくるにしても、ライン一つにしても、あなたのところはこっちのライン、僕はこっちのラインでこう変えましょうとか、窓側はこっちにしましょうとか、そういう談合は成り立たないと思います。ですので、PFIの場合は、提案内容を談合して持ってくるのは非常に難しいのではないかと思います。価格点を90点とかと上げれば別でしょうけれども、価格点が50点とか40点しかありませんから、難しいのではないかと書いて書かせていただいたところです。

よろしくをお願いします。

○渡委員長 ありがとうございます。残り時間も大分なくなってきました。それでは、H委員とI委員、どうぞよろしくお願いします。

○H委員 すみません、国土交通省さんのプレゼン、大変感銘を受けました。コンセッションという概念が入ることによって、細かな点はこれから議論すればいいと思うんですけども、金融とか、あるいは建設、不動産とか、今まで所有権なり賃借権という世界で仕事をしてきたところが、がらっと発想が変わると思います。一度そういうコンセッションを入れることによって、どんなことができそうかというイメージトレーニングをすると、役所でなかなかわからないことも、こういうこともできるんだよということがアイデアとして出てくるのではないかと考えていました。私はファイナンス出身なんですが、いろいろなことができそうだなと。そのきっかけを与えていただいたということで非常にありがたいと思いますので、こういう方向で是非、推進委員会としても進めていくべきではないかと思っています。

それで、成長戦略との関係でいきますと、まさに今、不活性の状態にある建設、不動産、金融という業界に活性化の意思が入ってくるということですね。それで、先ほど国土交通省さんの御提案にもありましたけれども、支援機関というものがありますので、そういった産業で抱えている余剰人員が、余剰と言うとちょっと失礼ですが、支援機関の方にどんどん投入されていくということで、雇用機会の創出にもなるのかなという気がいたします。

それから、海外進出ですね。これは、アジアのインフラ、我々の大学でもこれからネットワークづくりをやるのですけれども、欧米の企業がコンセッション方式で入ってくるわけですね。日本の企業はそれができないので入れないんですよ。そのためには国内できちんとやっておかないといけないということなので、国内で経験を積んで海外の市場に出て行って、それを日本全体の成長産業にしていくという大きなシナリオも描けるのではないかと思います。

どうもありがとうございました。

○渡委員長 ありがとうございます。

次に、I委員をお願いします。

○I委員 2点あるのですけれども、1点目は、2つの自治体が共通しておっしゃったことですが、要は、低利で地方債が発行できるのであれば、民間資金なんかあえて必要ない、すなわちP

F I 必要はないということです。これが恐らく地方自治体共通の本音ではないかと思うんですね。まさにモラルハザードの典型です。民間資金を使うということは、民間に事業リスク、たとえば需要リスクを転換するということです。公共で調達するということは、公共がすべての需要リスクを抱えるということです。クマしか通っていないような道路をつくっても、結局うやむやになってしまうわけですね。もしも民間資金を使っていたなら、破綻という状況が発生し、資金を出した民間が損失を被るのです。民間資金をなぜ使うかという説明がきちんとなされていないところに大きな問題があります。

こうした点をわかりやすく説明していくことが、推進室あるいは国として重要です。リスク移転のメリットが理解されなければ、民間資金活用はなかなか進まないでしょう。いつまでたっても、何で民間資金を使う必要があるのか、という議論で堂々巡りです。たとえば、福岡市のタラソの案件も、P F I だからこそ需要リスクが顕在化して破綻という事態に追い込まれたわけです。従来型であれば、そういうことはあまり国民の目にはさらされないということだと思うんですね。こうした需要リスクの定量化を行ったうえで、従来型とP F I を比較することが必要です。P F I を使わないという判断をしたときに、なぜそういう判断をしたのについて、省庁も自治体も説明責任を負うことが必要だと思うんですね。

先ほど税の話もありましたけれども、納税者としての国民の視点に立てば、資産を公共が所有していることによって税金が支払われていないわけですから、これを民間に移して、民間が税金を払えば、全体として納税者はベネフィットを受けるわけです。P F I あるいはP P P という仕組みを使ってやれば、税金部分も含めて国民にとってはこれだけのバリュー・フォー・マネーがあるのに、それをやらないという選択をしたことによってどれだけのマイナスなのかということをしきりと発注者に説明させることが必要ではないかと、改めて今日は自治体のお二方の説明を聴いて感じました。

国土交通省さんの、空港、港湾、道路、鉄道、駐車場、下水道の分野でP F I を進めていきたいというお話はすばらしいと思いますし、指摘された6つの検討課題は極めて適切だとは思いますが、では、本当にこれらの分野でコンセッションをやっていかれるのかどうか、それがどう担保されるのかということに関しては、不安に思うところもあります。P F I 推進室なのか戦略室なのかわかりませんが、手法の選択について監視するメカニズムを入れておかないと、やりますと言っても、結局知らないうちに、国が需要リスクを負担する形になってしまうのではないかと危惧します。

それから、もう1点、P F I の推進のための支援機関ですけれども、さきほど長安政務官からも国がきちんとやるべきというお話もあって、それは本当に是非やっていただきたいと思うのですが、ただ、今までのようなやり方で進めるのは限界があるのではないかと考えています。

先ほどイギリスのパートナーシップU K の話が出ましたが、パートナーシップU K というのは、それ自体がP P P、官民協働の組織になっていて、民間が51%出資しています。そこには民間から専門家が入っており、チーフエグゼクティブも当然プロであり、しかも10年間も変わらず陣頭指揮をしている、といった組織体です。専門性を持たない寄せ集めの集団で幾ら形だけ整えても

ノウハウは集積されず、本格的な推進や支援は難しいのではないのでしょうか。支援機関をつくっていただくのはすばらしいことだと思うのですが、従来のように、官庁から出向し、しかもしょっちゅう異動で入れ変わるというような支援機関では、抜本的な改善は期待できません。その点は是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。

大分時間もオーバーしておひまして、議論も尽きないところでごひますけれども、これでヒアリングにつきましては議論を終わりたいと思ひます。

また、本日御発言できなかった方で御意見がごひましたら、どうぞ事務局の方に御報告いただきたいと思ひます。頂いた御意見は、今後の委員会のまとめの中に入れていきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、長安政務官はお帰りになりましたけれども、黒田様、野元様、福田様、どうもありがとうございます。大変すばらしいヒアリングができたと思ひます。今日の議論の結果を、今後の当委員会での議論に生かしていきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、時間がほとんどなくなつてしまひましたが、次の議題に移らせていただきます。議題の「P F I 標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）」につきましては、前々回、第20回P F I 推進委員会において、パブリックコメントや説明会での意見を踏まえまして、総合部会で検討を進めることといたしました。本日は、総合部会の検討結果を、宮本総合部会長から御報告いただきたいと思ひます。宮本部会長、よろしくお願ひいたします。

○宮本委員長代理 それでは、総合部会での検討結果を報告させていただきます。

総合部会は、3月1日に第29回の総合部会を開催いたしまして、パブコメあるいは説明会の意見を踏まえまして議論を行いました。その結果、修正案を作成し、メール等のやりとりを踏まえまして、お手元に資料4としてお配りしておりますものを総合部会としての取りまとめとしてまとめました。総合部会といたしましては、本日御審議いただき、もし特に御異論がごひまされなかつたら、本案から「案」を取った形で委員会として取りまとめていただければと考えております。

私からの報告は以上でごひますけれども、事務局より補足の説明をお願ひいたします。

○事務局 参考資料7にもありますとおり、このような経緯を経て検討が行われました。3月1日の総合部会終了後、参考資料5と6にもありますように、江口専門委員、土屋専門委員からも御意見をいただき、調整を行わせていただひて、本日の（案）に至っているということでごひます。

以上でごひます。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明していただひました「P F I 標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）」につきましては、既に十分議論を尽くしてはおりますが、本日改めて御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本案をもちまして、P F I 推進委員会として取りまとめることといたしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上ですべて終わりましたけれども、最後に、津村政務官から一言お話を承りたいと思えます。

○津村大臣政務官 本日もありがとうございました。もう時間を過ぎておりますので、簡単に一言にいたします。

大変現場感覚のあふれる両市の御説明をいただきまして、P F I のまた違った側面が、私も、恐らく長安政務官もいろいろなヒントをいただけたと思っています。また、国土交通省さんからは、大分以前に御依頼申し上げて、成長戦略会議のまとまったという段階で今回御報告いただきましてありがとうございました。先ほどほかの方からもお話がありましたけれども、推進委員会として大変いろいろな御示唆をいただけたと思えます。また、4月19日か、少し間隔を短くしながら議論を詰めてまいりますので、これからも引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○渡委員長 ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から、次回日程の説明をお願いいたします。

○事務局 次回の日程につきましては、実は、4月19日、9時から12時ということをお願いさせていただければと存じます。次回、10時から12時で御案内させていただいておりましたが、実は、文部科学省、厚生労働省に多くの事業を所管しておられるということで、推進委員会にお越しただけることをお願いし、また、経済産業省からはP F I 推進委員会で説明したいという申し出もございました。そういうこともありましたので、1時間繰り上げて9時から12時といたしまして、前の1時間でこの3省からのヒアリングをさせていただければと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

あともう1点、取りまとめの日程、参考資料2では、従来、6月を目途に中間的な取りまとめを行うということで御説明申し上げておりましたが、6月では成長戦略との関係で若干時間が厳しいというところがございます。そこで、従来ですと3回6時間で御議論いただくという点を、2回5時間、すなわち4月19日で9時から12時、5月18日で14時半から16時半ということで集中的な御議論をお願いできればと思えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、重ねてお願いでございますが、資料1は会議内限りでございますので、大変恐縮ですが、机の上に置いてお帰りいただけますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○渡委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたしたいと思えます。どうもありがとうございました。